

※店舗ごとに作成し、当該店舗の給付額を福岡県感染拡大防止協力金申請書(様式第1号)に転記してください。

【第13期】協力金支給申請額計算書(別紙1)

以下のフロー図の質問を基に、該当する計算方法を選択していただき、数値を入力してください。

※1日あたりの売上高は、消費税・地方消費税を除いた額となります。提出書類上の売上高が消費税・地方消費税込みで記載されている場合は、消費税・地方消費税を除いた金額がわかる書類を、別途作成して提出してください。

【売上高方式】 ※日数の算定にあたっては、休業日(定休日や不定休による店休日)を含みます。

中小企業ですか？

※ 中小企業は、飲食業については資本金の額又は出資の総額が5,000万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人。ただし、カラオケなどのサービス業については、資本金の額又は出資の総額が5,000万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人。

はい

いいえ 別紙2へお進みください

前年又は前々年の1日当たり飲食業売上高を計算してください。計算方法は下記A・B・Cいずれかを選択可能です。  
 ※月々の売上高が不明な場合は裏面の売上高方式(年間売上高による申請)が利用可能です。

**A 月単位方式**

(前年又は前々年の10月の飲食業売上高) ÷ 10月の日数(31日) = 1日当たりの飲食業売上高

前年又は前々年10月の飲食業売上高 円 ÷ 31日 = 前年又は前々年の1日当たり飲食業売上高 ① 円 (1円未満切り上げ)

---

**B 時短要請期間方式**

(前年又は前々年の時短協力期間と同期間の飲食業売上高) ÷ 時短協力日数 = 1日当たりの飲食業売上高

前年又は前々年の時短協力期間と同期間の飲食業売上高 円 ÷ 14日 (新型コロナ特例申請の場合: 日) = 前年又は前々年の1日当たり飲食業売上高 ① 円 (1円未満切り上げ)

〈新型コロナ特例での記入方法〉(開店日:令和 年 月 日)※開店日を記入ください  
 開店日が令和元年10月1日より後の場合は、開店日から令和2年3月31日までの飲食業売上高も選択可能です。(上記の飲食業売上高の欄に記入)  
 開店日から令和2年3月31日までの日数を時短協力日数の欄に記入 ※特例利用 開店日:令和元年11月1日の場合、日数は152日として入力

---

**C 新規開店特例方式**

(※時短要請月を基準に、開店1年未満の場合に使用してください。)

(開店日から時短協力開始日の前日までの飲食業売上高) ÷ (開店日から時短協力開始日の前日までの日数) = 1日当たりの飲食業売上高

開店日から時短協力開始日の前日までの飲食業売上高 円 ÷ 開店日から時短協力開始日の前日までの日数 日 = 1日当たりの飲食業売上高 ① 円

※ 開店日が令和3年1月16日より前の場合は、開店日から令和3年1月15日までの飲食業売上高も選択可能です。(1円未満切り上げ)

8万3,333円を超えますか？

はい

1日当たりの飲食業売上高が25万円以上で、前年又は前々年からの飲食部門における1日あたりの売上高減少額が18万7,500円を超えている場合は別紙2の方式も選択可能です。

いいえ

支給額は1日当たり25,000円です。支給額は350,000円となります。

25,000円 × 14日 = 350,000円

計算書の提出は不要です

※もともとの営業時間が21時までの店舗が要請期間中に認証を取得し、営業時間短縮要請の対象外となった場合は、取得日の前日までの日数分で協力金を給付します。

上記で計算した①の数字を転記してください。

前年又は前々年の1日当たり飲食業売上高 ① 円 × 0.3 = 1日当たりの給付単価 円

千円未満切り上げ

1日当たりの給付単価 000円 × 14日(日) = 当該店舗の給付額 000円

※もともとの営業時間が21時までの店舗が要請期間中に認証を取得し、営業時間短縮要請の対象外となった場合は、取得日の前日までの日数を上記に記入して計算してください。認証取得日(月日)

※先渡給付を受けられている方は上記で計算された給付額(審査の結果変更の可能性あり)より17万5千円を引いた差額が給付金となります。(先渡給付額を引かず給付金額を記入してください)

支給額等を必ずご確認の上、「上記内容で申請します」にチェックしてください。 □ 上記内容で申請します

※1日あたりの売上高は、消費税・地方消費税を除いた額となります。提出書類上の売上高が消費税・地方消費税込みで記載されている場合は、消費税・地方消費税を除いた金額がわかる書類を、別途作成して提出してください。

【売上高方式（年間売上高による申請）】 ※前年又は前々年の月別の売上が不明な場合に申請可能

中小企業ですか？

※ 中小企業は、飲食業については資本金の額又は出資の総額が5,000万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人。ただし、カラオケなどのサービス業については、資本金の額又は出資の総額が5,000万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人。

はい

いいえ 別紙2へお進みください

前年又は前々年の1日当たり飲食業売上高を計算してください。

前年または前々年の年間の飲食業売上高  
円

÷ 365日  
366日

いずれかに○をつけてください(※)

前年又は前々年の1日当たり飲食業売上高  
① 円

※ 令和2年2月29日の売上高が含まれる場合は366日、含まれない場合は365日を選択して計算してください。

(1円未満切り上げ)

8万3,333円を超えますか？

はい

1日当たりの飲食業売上高が25万円以上で、前年又は前々年からの飲食部門における1日あたりの売上高減少額が18万7,500円を超えている場合は別紙2の方式も選択可能です。

いいえ

支給額は1日当たり25,000円です。支給額は350,000円となります。

25,000円 × 14日 = 350,000円

計算書の提出は不要です

※もともとの営業時間が21時までの店舗が要請期間中に認証を取得し、営業時間短縮要請の対象外となった場合は、取得日の前日までの日数分で協力金を給付します。

上記で計算した①の数字を転記してください。

前年又は前々年の1日当たり飲食業売上高  
① 円

× 0.3

= 1日当たりの給付単価  
円

千円未満切り上げ

1日当たりの給付単価  
000円

× 14日( 日)

= 当該店舗の給付額  
000円

※上限:75,000円

※もともとの営業時間が21時までの店舗が要請期間中に認証を取得し、営業時間短縮要請の対象外となった場合は、取得日の前日までの日数を上記に記入して計算してください。認証取得日( 月 日)

※先渡給付を受けられている方は上記で計算された給付額(審査の結果変更の可能性あり)より17万5千円を引いた差額が給付金となります。(先渡給付額を引かず給付金額を記入してください)

支給額等を必ずご確認の上、「上記内容で申請します」にチェックしてください。  上記内容で申請します